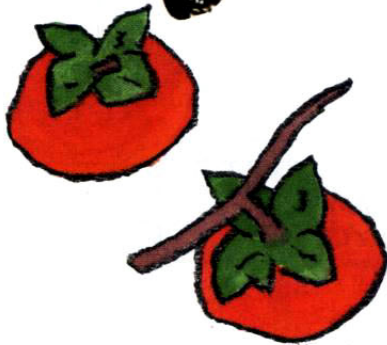


# 広域連合だより

## 第2号

みんなのよろこび  
は一人のよろこび  
は一人のよろこび  
は一人のよろこび  
はみんなの  
よろこびだ

山本文男



### 連合データ

人口: 1,108,334人  
うち65歳以上: 228,783人  
高齢化率: 20.6%  
(平成12年3月31日現在)

# 広域連合では65歳以上の方の保険料徴収が 平成12年10月より始まります

## 65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

福岡県介護保険広域連合では平成12年4月から平成15年3月までの1月あたりの基準月額を2,908円(福岡県平均は3,076円です)としています。これを年額になおすと34,896円(2,908円×12ヶ月=34,896円)となり、これが保険料基準額となります。

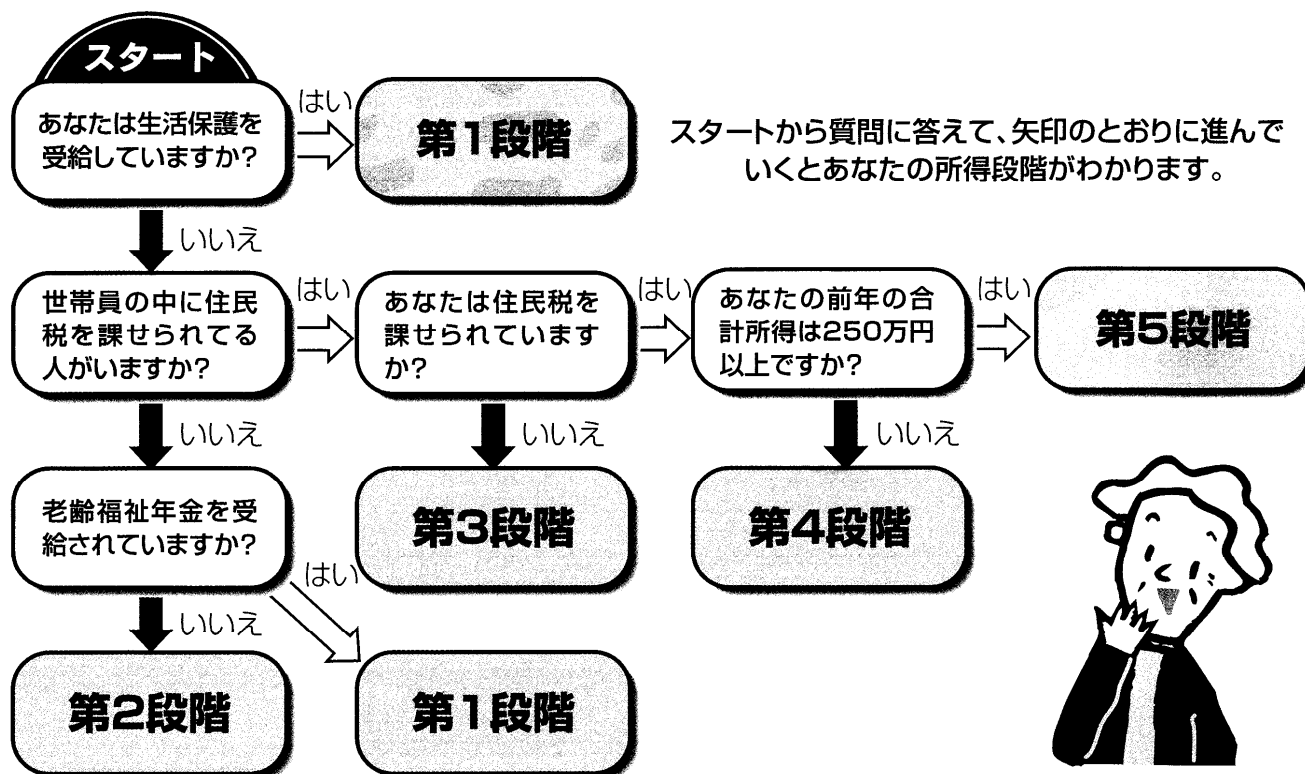
保険料は下表のように所得に応じて基準額の0.5倍(半額)から1.5倍までの5つの段階に区分されます。

基準額の34,896円に該当する人は所得段階の第3段階にあたる人です。

所得段階	対象者	基準額 × 割合	年間保険料額
第1段階	生活保護の受給者、住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	34,896円×0.5	17,448円
第2段階	本人、世帯とも住民税非課税	34,896円×0.75	26,172円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯の中に課税者がいる)	34,896円×1.0	34,896円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	34,896円×1.25	43,620円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	34,896円×1.5	52,344円

※ 所得段階は前年の所得等に応じて毎年見直しを行い各個人ごとに決められます。

## あなたの所得段階は？



## 保険料の納め方

保険料の納め方には、普通徴収と特別徴収の2通りがあり、それぞれ納期が異なります。

### 特別徴収

月額15,000円(年額18万円)以上の老齢または退職年金を受給している方については、偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金からの天引きとなります。ただし老齢福祉年金や遺族年金、障害年金は天引きの対象になりません。

### 普通徴収

老齢または退職年金月額が15,000円(年額18万円)未満の方は、金融機関の口座振替や広域連合から送付される納付書による金融機関の窓口での直接納付(普通徴収)となり、8月から翌年3月までの年8回(8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)の納付となります。

65歳以上の方で、広域連合加入市町村外からの転入者と年度途中で65歳とられる方については、保険料の納付方法が異なる場合があります。



- ① 初年度は納付書または口座振替による普通徴収
- ② 2年目は年金からの特別徴収と、納付書または口座振替による普通徴収との併用

## 平成12年度から14年度までの保険料は

### 国の特別対策として

平成12年4月から平成13年9月までの間は、「制度の本格的なスタートの助走期間」として、保険料を軽減する特別対策が実施されています。

### 平成12年度

平成12年4月～9月の半年間は保険料を納める必要はありません。  
平成12年10月～平成13年3月の半年間は保険料を半額にします。  
従って、**平成12年度は、本来の年間保険料額の4分の1**を納めていただくこととなります。

### 特別徴収(年金からの天引き)

平成12年度の保険料額(本来の保険料額の4分の1)							
	年間保険料額	4月(第1回)	6月(第2回)	8月(第3回)	10月(第4回)	12月(第5回)	2月(第6回)
第1段階	4,362円	国の特別対策により、 9月までは保険料を納める必要はありません			1,562円	1,400円	1,400円
第2段階	6,543円				2,343円	2,100円	2,100円
第3段階	8,724円				2,924円	2,900円	2,900円
第4段階	10,905円				3,705円	3,600円	3,600円
第5段階	13,086円				4,486円	4,300円	4,300円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を10月分で調整しています。

## 普通徴収(口座振替または金融機関窓口納付)

平成12年度の保険料額(本来の保険料額の4分の1)									
	年間保険料額	8月	9月	10月(第1期)	11月(第2期)	12月(第3期)	1月(第4期)	2月(第5期)	3月(第6期)
第1段階	4,362円	国の特別対策により、 9月までは保険料を納める必要はありません		862円	700円	700円	700円	700円	700円
第2段階	6,543円			1,543円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
第3段階	8,724円			1,724円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	1,400円
第4段階	10,905円			1,905円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
第5段階	13,086円			2,586円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を10月分で調整しています。

※ 平成12年度は介護保険条例により、10月が第1期となります。

## 平成13年度

平成13年4月～9月の半年間は保険料を半額に、  
平成13年10月～平成14年3月の半年間は本来の保険料額になります。  
従って、**平成13年度は、本来の年間保険料額の4分の3**を納めていただくこととなります。

## 特別徴収(年金からの天引き)

平成13年度の保険料額(本来の保険料額の4分の3)							
	年間保険料額	4月(第1回)	6月(第2回)	8月(第3回)	10月(第4回)	12月(第5回)	2月(第6回)
第1段階	13,086円	1,400円	1,400円	1,400円	3,086円	2,900円	2,900円
第2段階	19,629円	2,100円	2,100円	2,100円	4,529円	4,400円	4,400円
第3段階	26,172円	2,900円	2,900円	2,900円	5,872円	5,800円	5,800円
第4段階	32,715円	3,600円	3,600円	3,600円	7,315円	7,300円	7,300円
第5段階	39,258円	4,300円	4,300円	4,300円	8,958円	8,700円	8,700円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を10月分で調整しています。

## 普通徴収(口座振替または金融機関窓口納付)

平成13年度の保険料額(本来の保険料額の4分の3)									
	年間保険料額	8月(第1期)	9月(第2期)	10月(第3期)	11月(第4期)	12月(第5期)	1月(第6期)	2月(第7期)	3月(第8期)
第1段階	13,086円	1,386円	900円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
第2段階	19,629円	1,429円	1,400円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円
第3段階	26,172円	2,172円	1,800円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
第4段階	32,715円	2,815円	2,300円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
第5段階	39,258円	2,858円	2,800円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数は8月で調整しています。

また国の特別対策により9月までの保険料は10月以降の保険料額のおおむね2分の1になる様に設定しています。

# 平成14年度

平成14年度は本来の年間保険料額(4分の4)を納めていただくことになります。

## 特別徴収(年金からの天引き)

平成14年度の保険料額(本来の保険料額)							
	年間保険料額	4月(第1回)	6月(第2回)	8月(第3回)	10月(第4回)	12月(第5回)	2月(第6回)
第1段階	17,448円	2,900円	2,900円	2,900円	2,948円	2,900円	2,900円
第2段階	26,172円	4,400円	4,400円	4,400円	4,372円	4,300円	4,300円
第3段階	34,896円	5,800円	5,800円	5,800円	5,896円	5,800円	5,800円
第4段階	43,620円	7,300円	7,300円	7,300円	7,320円	7,200円	7,200円
第5段階	52,344円	8,700円	8,700円	8,700円	8,844円	8,700円	8,700円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を10月分で調整しています。

## 普通徴収(口座振替または金融機関窓口納付)

平成14年度の保険料額(本来の保険料額)									
	年間保険料額	8月(第1期)	9月(第2期)	10月(第3期)	11月(第4期)	12月(第5期)	1月(第6期)	2月(第7期)	3月(第8期)
第1段階	17,448円	2,748円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円
第2段階	26,172円	3,772円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円
第3段階	34,896円	4,796円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円
第4段階	43,620円	5,820円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
第5段階	52,344円	6,844円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円

※ 1回あたりの徴収額を100円単位とし、100円未満の端数を8月分で調整しています。

## くわしくは

介護保険制度や保険料の詳しい内容は  
広域連合作成のパンフレットをあわせて  
ご覧ください。



# 要支援・要介護認定には有効期間があります

要支援・要介護認定を受けられた方は、介護保険被保険者証に記入してある「認定の有効期間」に注意して下さい。引き続き介護保険のサービスを利用したい場合には、更新申請の手続きが必要となります。有効期間満了日の60日前から更新申請をすることができますので、早めの手続きをお願いします。

もし、更新認定を受けずに介護保険のサービスを利用した場合は、いったん全額自己負担となります。

## ※ 要支援・要介護認定を受けた方は被保険者証を確認して下さい

**例** 有効期間が平成12年4月1日から平成12年9月30日の場合

認定の有効期間	平成12年4月1日 ~ 平成12年9月30日
---------	------------------------

(一) 介護保険被保険者証		(二)							
有効期限	平成 18 年 3 月 31 日	要介護状態区分等	要介護3						
被 保 険 者	番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0							
	住 所	福岡県〇〇市△△2-2-2							
	フリガナ	コウイキ タロウ							
	氏 名	見 本							
	生年月日	明治・大正・昭和 14年〇月×日	性 別	男・女					
交付年月日	平成 12 年 3 月 × 日								
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">×</td> </tr> </table> 福岡県介護保険広域連合			×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×				
		認定年月日	平成 12 年 〇 月 × 日						
		認定の有効期間	平成12年 4 月 1 日 ~ 平成12年 9 月 30 日						
		訪問通所(通院)サービス	区分支給限度基準額 平成12年 4 月 1 日 ~ 平成12年 9 月 30 日 1月当たり 26750単位						
		うち種類支給限度基準額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">サービスの種類</th> <th style="width: 50%;">種類支給限度基準額</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	サービスの種類	種類支給限度基準額				
サービスの種類	種類支給限度基準額								
		短期入所サービス	区分支給限度基準額 平成12年 4 月 1 日 ~ 平成12年 9 月 30 日 21日						
		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	通所リハビリテーションを含むサービス						

## 第1回 認定審査会平準化委員会が開催されました

7月18日に支部の保健・医療・福祉分野の委員による認定審査会平準化委員会が開催されました。

委員会では広域連合内の地域間や審査会毎に判定結果のばらつきがでないように、様々な検討が行われました。

今後も公平な審査判定を行うため、事例検討などの協議がなされます。



平準化委員会開催の状況

## 平成12年 第3回福岡県介護保険広域連合議会定例会

平成12年 第3回福岡県介護保険広域連合議会定例会が、  
平成12年7月24日に開催されました。  
この定例会では、議案2件と承認3件及び認定1件が審議され、  
すべて原案通り可決されました。  
議案等については次のとおりです。

第12号議案	平成12年度 福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)について
第13号議案	平成12年度 福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第4号承認	平成11年度 福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)について
第5号承認	福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例の一部を改正する条例について
第6号承認	福岡県市町村職員退職手当組合への加入について
第1号認定	平成11年度 福岡県介護保険広域連合歳入歳出決算認定について



議会の様子

### お詫びと訂正

広域連合だより創刊号(平成12年3月31日発行)の2ページにおいて、副広域連合長名のうち手柴 豊次(三輪町長)のところを手柴 豊治(三輪町長)とあやまって記載しておりました。ここに訂正して、お詫び致します。

## 平成11年度 一般会計の決算状況

平成11年度の決算が議会で認定されました。

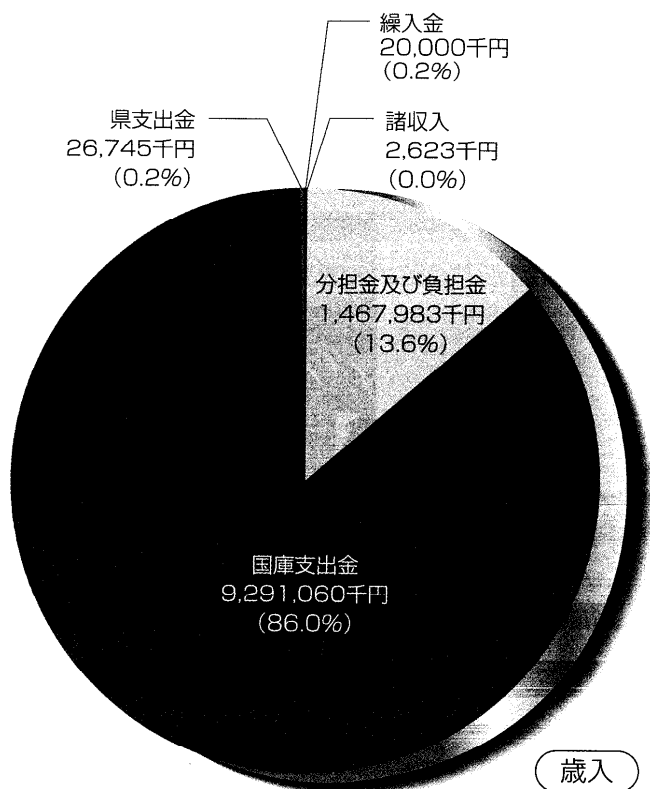
福岡県介護保険広域連合は、平成11年7月1日に設立されたので今回が初めての決算となります。

平成11年度は、平成12年4月1日から介護保険事業をスタートさせるための準備事務と介護保険事業計画の策定、また平成11年10月1日から要介護準備認定を行いました。

一般会計の決算額は、歳入が108億841万円、歳出が104億8,688万円となり、歳入歳出差し引き3億2,153万円の黒字決算となりました。

### 歳入

歳入の86%が国庫支出金ですが、このほとんどが本来平成12年4月1日から介護保険料の徴収が始まる予定であったものを、平成12年9月まで保険料を徴収せず、その後も平成13年9月までは2分の1の徴収となるために不足する保険料相当額を国から交付されたものです。次に、13.6%を占める分担金及び負担金は、広域連合を構成する72の市町村からの負担金で、それぞれの市町村の総人口や高齢者人口、財政規模などの客観的な指標に基づいて算定され市町村毎に負担されたものです。



(歳入決算額)

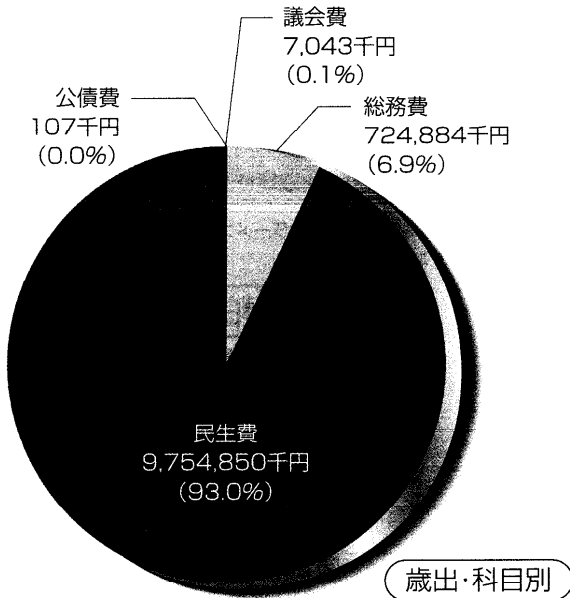
予算科目	金額 (千円)	構成比
分担金及び負担金	1,467,983	13.6%
国庫支出金	9,291,060	86.0%
県支出金	26,745	0.2%
繰入金	20,000	0.2%
諸収入	2,623	0.0%
合計	10,808,411	100.0%



# 歳出

## ●科目別の決算

歳出科目別決算額の主なものは、介護保険円滑導入基金積立金や認定調査及び認定審査会に要する経費など93%を占める民生費です。次に、本部及び14支部の人件費など6.9%を占める総務費となっています。

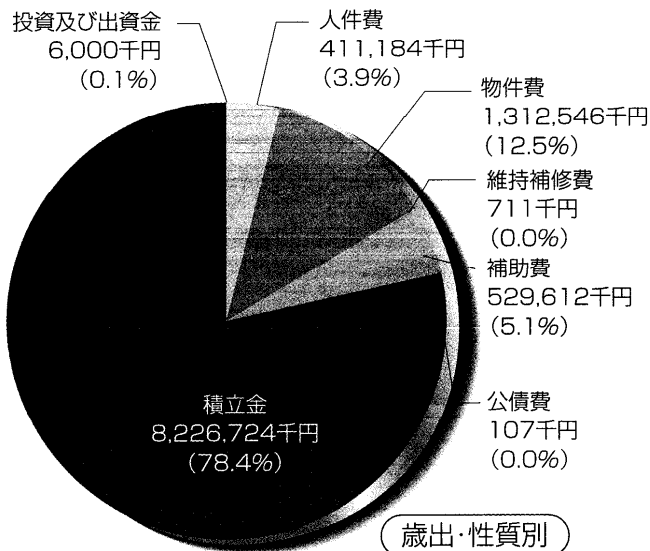


(歳出決算額)

予算科目	金額 (千円)	構成比
議会費	7,043	0.1%
総務費	724,884	6.9%
民生費	9,754,850	93.0%
公債費	107	0.0%
合計	10,486,884	100.0%

## ●性質別の決算

歳出を性質別で見ると、78.4%を占める積立金は、歳入のところで説明したように平成12年度から平成13年度の保険料収入の不足分を介護保険円滑導入基金に積立てたものです。12.5%を占める物件費は広域連合設立当初の電算機器や事務用品の購入に要した経費などです。また、投資及び出資金は、広域連合内のどこでも介護サービスが不足することのないように第3セクター「株式会社よろこび」の設立に出資したもので、歳出の0.1%を占めています。



(歳出・性質別決算額)

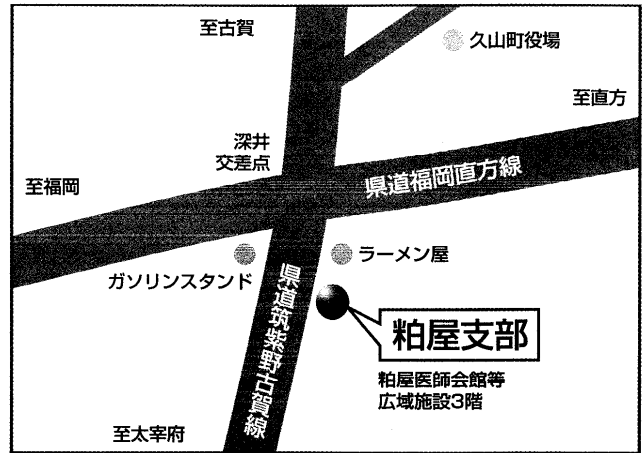
区分	金額 (千円)	構成比
人件費	411,184	3.9%
物件費	1,312,546	12.5%
維持補修費	711	0.0%
補助費	529,612	5.1%
公債費	107	0.0%
積立金	8,226,724	78.4%
投資及び出資金	6,000	0.1%
合計	10,486,884	100.0%

# 私たちが窓口です。 支部訪問

介護保険制度がスタートしておよそ半年。  
福岡県介護保険広域連合は72市町村14支部で活動を行っています。  
そこで、皆さまに、より理解を深めていただくために、  
今回から各支部を紹介していきます。

## 粕屋支部

糟屋郡久山町大字久原3168-1  
TEL 092-652-3111 Fax 092-652-3106  
職員 11人  
訪問調査員 13人



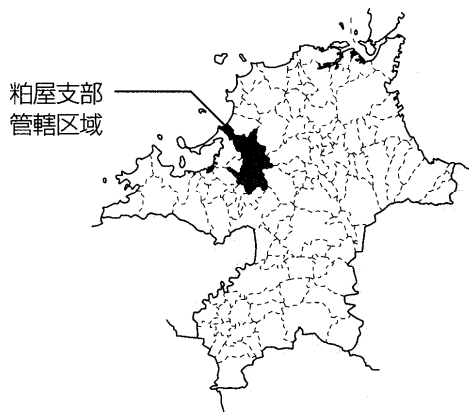
市町村	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
糟屋郡久山町	160,656人	22,414人	14.0%
宇美町	37,318人	5,001人	13.4%
篠栗町	29,362人	4,152人	14.1%
志免町	38,491人	5,339人	13.9%
須恵町	25,305人	3,492人	13.8%
新宮町	22,412人	2,885人	12.9%
久山町	7,768人	1,545人	19.9%

(平成12年8月1日現在 福岡県介護保険広域連合調べ)

粕屋支部は県道筑紫野古賀線と県道福岡直方線が交差する深井交差点近くにこの春開館した粕屋医師会館等広域施設の3階にあります。ここでは、木原事務長以下10人の職員と13人の訪問調査員が6町を担当しています。

対象地域の高齢化率は14.0%で、昨年10月に調査がスタートしてから7月末までに、調査件数は3,872件、現在も毎月新規申請者がおよそ100人に及びます。

「これからは更新の人も加わるので、また、忙しくなりそうです」と、訪問調査員の古崎順子さん。「最初はどう判断したらいいのか悩んだり、皆さんの介護保険制度へのご理解が浅かったりと、随分戸惑いもありました」と、井上加世さん。研修を受けたり、訪問調査員同士で話し合ったり相談したりしながら「いつも心掛けているのは『公平』ということ」と、皆さん異口同音に語ってくれました。

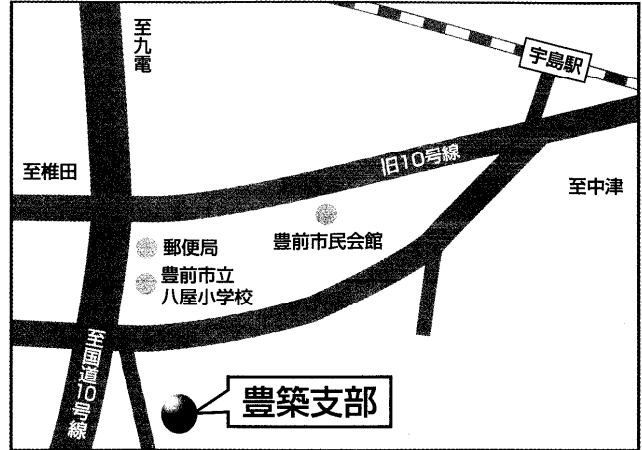


支部  
からの  
お願い

認定を受けた人で、認定の有効期間満了後もサービスを継続して受けたい場合は更新申請が必要です。認定有効期間満了日の60日前から受け付けていますので、くれぐれもお忘れなく。

# 豊築支部

豊前市大字八屋1702-5  
 電話 0979-84-1111 Fax 0979-84-1116  
 職員 7人  
 訪問調査員 9人



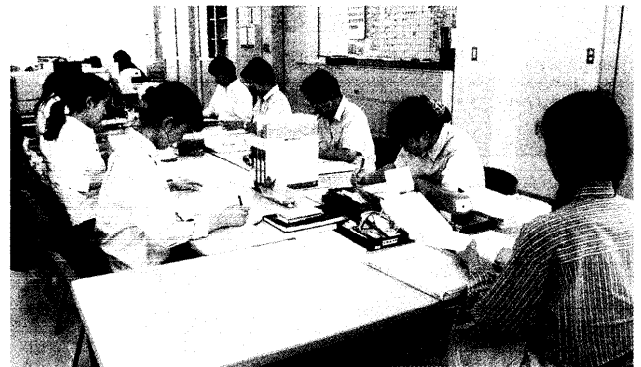
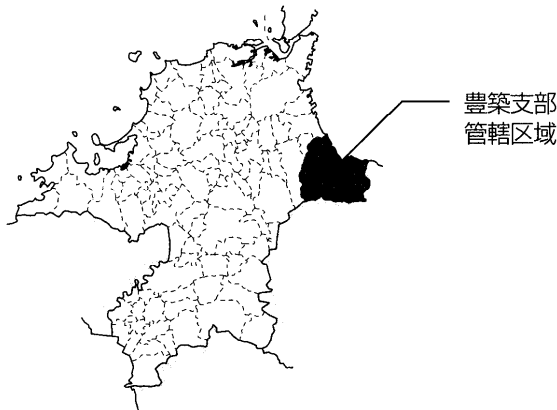
	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
豊前市	68,768人	16,236人	23.6%
豊前市	30,016人	7,349人	24.5%
椎田町	12,503人	2,784人	22.3%
吉富町	7,427人	1,523人	20.5%
築城町	10,157人	2,362人	23.3%
新吉富村	4,221人	972人	23.0%
大平村	4,444人	1,246人	28.0%

(平成12年8月1日現在 福岡県介護保険広域連合調べ)

豊築支部は中本事務長以下6人の職員と9人の訪問調査員で1市2町3村を担当しています。「100人の申請者がいたら、100人ともケースが異なります。いつまでも勉強です」と、訪問調査員の吉崎晶子さんは言います。これまで(7月末段階)に訪問調査した件数は400件以上。昨年10月に訪問調査をスタートして、この春までは1日4件平均、4月以降は少し落ち着いてきたものの、更新申請が増える8~9月は、また、忙しくなりそうです。1件の訪問時間はおよそ1時間。「訪問調査で、正しい判断をするための十分な情報を得るためには、いかに要領よく申請者の実情を把握するかがポイント」とも。

「以前は福祉の仕事をしていて健康上の理由で中断していましたが、福祉に携わる充実感が忘れられなくて」と大住久美子さんはこの仕事についての動機を語ってくれました。

この支部でも合言葉は『公平』な調査。訪問調査員の活躍は続きます。




支部  
からの  
お願い

訪問調査の際には皆様のご協力をお願いします。  
 問いに答えるだけでなく、日頃の生活の様子をお聞かせください。

# 福岡県介護保険広域連合に加入の72市町村

支部名	市町村名	電話番号
<b>粕屋支部</b> 粕屋部久山町大字久原3168-1 粕屋医師会館等広域施設3階 Tel 092-652-3111 Fax 092-652-3106	宇美町	092-932-1111
	篠栗町	092-947-1111
	志免町	092-935-1001
	須恵町	092-932-1151
	新宮町	092-962-0231
	久山町	092-976-1111
<b>宗像支部</b> 宗像部津屋崎町大字津屋崎849 Tel 0940-34-5700 Fax 0940-34-5702	津屋崎町	0940-52-1234
	玄海町	0940-62-2111
	大島村	0940-72-2211
<b>遠賀支部</b> 遠賀部遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横 車庫棟2階 Tel 093-291-5266 Fax 093-291-5281	芦屋町	093-222-2123
	水巻町	093-201-4321
	岡垣町	093-282-1211
	遠賀町	093-293-1234
	小竹町	09496-2-1219
<b>鞍手支部</b> 鞍手部宮田町大字宮田20-5 Tel 0949-34-5046 Fax 0949-34-5047	鞍手町	0949-42-2111
	宮田町	0949-32-0515
	若宮町	0949-52-1111
	山田市	0948-53-1121
<b>嘉穂・山田支部</b> 嘉穂部稲築町大字鶴生392-1 Tel 0948-20-5016 Fax 0948-20-5020	桂川町	0948-65-1100
	稲築町	0948-42-1231
	碓井町	0948-62-2270
	嘉穂町	0948-57-1212
	筑穂町	0948-72-1100
	穂波町	0948-22-0380
	庄内町	0948-82-1200
	諺田町	09496-2-2211
	杷木町	0946-62-1110
<b>朝倉支部</b> 甘木市大字甘木873-3 甘木朝倉市町村会館内 Tel 0946-21-8021 Fax 0946-21-8031	朝倉町	0946-52-1111
	三輪町	0946-24-8750
	夜須町	0946-42-3111
	小石原村	0946-74-2311
	宝珠山村	0946-72-2311
	二丈町	092-325-1111
<b>糸島支部</b> 前原市前原中央2-13-17 Tel 092-331-2033 Fax 092-331-2036	志摩町	092-327-1111
	吉井町	09437-5-3111
	田主丸町	09437-2-2111
	浮羽町	09437-7-2111
<b>浮羽・三井支部</b> 浮羽部吉井町699-1 Tel 09437-4-5355 Fax 09437-4-5353	北野町	0942-78-3551
	大刀洗町	0942-77-0101

支部名	市町村名	電話番号
<b>三漕支部</b> 三漕部大木町大字八町牟田255-7 Tel 0944-75-2172 Fax 0944-75-2175	城島町	0942-62-2111
	大木町	0944-32-1013
	三漕町	0942-64-2311
<b>八女支部</b> 八女市大字津江565-3 Tel 0943-25-2005 Fax 0943-25-2073	黒木町	0943-42-1111
	上陽町	0943-54-2211
	立花町	0943-23-5141
	広川町	0943-32-1111
	矢部村	0943-47-3111
	星野村	0943-52-3111
<b>柳川・山門・三池支部</b> 山門部瀬高町大字小川16-3 山門三池部自治会館内 Tel 0944-64-1230 Fax 0944-64-1233	柳川市	0944-73-8111
	瀬高町	0944-63-6111
	大和町	0944-76-1111
	三橋町	0944-72-7111
	山川町	0944-67-1111
	高田町	0944-22-5611
	田川市	0947-44-2000
<b>田川支部</b> 田川市新町18-7 田川自治会館内 Tel 0947-49-1093 Fax 0947-49-1097	香春町	0947-32-2511
	添田町	0947-82-1231
	金田町	0947-22-0555
	糸田町	0947-26-1231
	川崎町	0947-72-3000
	赤池町	0947-28-2004
	方城町	0947-22-5101
	大任町	0947-63-3000
	赤村	0947-62-3000
	犀川町	0930-42-0001
<b>京都支部</b> 京都部勝山町大字上田941-1 Tel 0930-32-8032 Fax 0930-32-8034	勝山町	0930-32-2511
	豊前市	0979-82-1111
<b>豊築支部</b> 豊前市大字八屋1702-5 Tel 0979-84-1111 Fax 0979-84-1116	椎田町	0930-56-0300
	吉富町	0979-24-1122
	築城町	0930-52-0001
	新吉富村	0979-72-1455
	大平村	0979-72-2111
<b>本部</b>	福岡市博多区千代1-17-1 パビヨン24 2F Tel 092-643-7055 Fax 092-641-2432	



(H・O)

## 編集後記

先日、自宅の近くにある溪流へ友人の家族と一緒に遊びに行きました。我が子供のころよく泳ぎに行ったところなのですが、最近はずっと立ち入っていませんでした。

そこは、我が子供のころとまったく変わっておらず、すずしげな川音を響かせながら私たちを迎えてくれました。

最近はいろいろなところにキャンプ場などの施設が整備され、多くの人でにぎわい、この施設もきれいで、設備が充実していて気軽に利用することができそうです。

私たちが遊びに行ったところはそういった設備は皆無で、トイレさえも無いところ。しかしその分手付かずの自然を満喫できました。

便利になれた毎日のなかで、たまに不便に出くわすと、逆に不便を何とかしようとする。そのものが楽しく、便利さのありがたみを実感しました。有名な所ではありませんが、自分の家の近くにこんなところがあったんだと再認識できた楽しい一日でした。

皆さんの近所にもそんな所がありませんか。